

令和 8 年度

津山市職員再採用選考試験案内

津山市職員経験者枠【キャリアリターン採用】

～キャリアリターン採用～

過去に津山市職員として一定期間の勤務実績があり、結婚、出産、育児、介護、転職などの事情により退職された方を、即戦力として、再度市職員に採用します。

1 試験日・受付期間・採用日

試験日	別途指定する日時 (応募者と調整のうえ、随時実施します。)
受付期間	令和 8 年 4 月 1 日 (水) ~ 令和 8 年 11 月 30 日 (月)
採用日	令和 9 年 4 月 1 日 (木)

2 選考区分 及び 職務概要

選考職種	職務概要
職種不問 ※原則、退職時の職種で採用	各採用区分に応じた業務に従事

3 受験資格

次の要件を全て満たす人

(1) 結婚、出産、育児、介護等を理由に平成 29 年 4 月 1 日以降に津山市職員を退職した人

(※ただし、早期退職(津山市職員退職手当支給条例第 8 条第 1 項第 1 号に規定)した職員は除く。)

(2) 昭和 42 年 4 月 2 日以降に生まれた人

(3) 津山市職員(会計年度任用職員、任期職員は除く。)としての実務経験を 5 年以上有する人

※育児休業及び休職など実際に勤務していない期間は、実務経験に含みません。

注 意 事 項

- (1) 津山市職員退職時と同一の職種での採用となります。
- (2) 選考を受けることができる資格がないこと、又は申込書に虚偽の記載が判明した場合は合格を取り消すことがあります。
また、口利き行為等の事実が判明した場合、採用内定後であっても採用されません。
- (3) 次のいずれかに該当する人は受験できません。
 - ア) 日本国籍を有しない人 ※教育保育職、保健師については国籍を問いません。
 - イ) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項（以下の項目等）に該当する人
 - ・拘禁刑以上に処せられその執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ・津山市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
 - ・日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- (4) 試験の課程で提出された書類等については、返却しません。

4 選考方法

	科目	時間	内容
	面接試験	30分程度	個別面接による口述試験を行い、人物的な側面、仕事に対する意欲・適性、職務経験などを評価します。 ※在職時の勤務成績等を参考にします。

5 採用までの流れ

- (1) 合格発表については可否にかかわらず本人宛に通知します。
- (2) この採用試験で合格されなかった人は、本人の成績（順位と総合得点）についての開示を請求することができます。（合格者について、成績の開示はできません。）
※開示請求される場合は、受験者本人が、受験票と本人であることを証明する書類（運転免許証等）を持参のうえ、合格発表の日から1ヵ月以内に直接人事課までお越しください。開示受付時間は午前8時30分から午後5時15分までとなります。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けしていません。
- (3) 合格者は、募集職種ごとの合格者名簿に登録され、欠員が発生した場合や発生が見込まれる場合等、必要に応じ随時採用されます。
- (4) 合格者名簿の登録期間は、名簿が作成された日から1年間です。

6 勤務条件等

- (1) 給料月額については、津山市職員退職時の等級及び号給を基本に、津山市退職後の経歴等を考慮して決定します。なお、津山市職員退職時よりも下位の職位で採用された場合の給料月額は、採用された職位に応じ決定するため、津山市職員退職時の給料月額を下回る場合があります。
- (2) このほか、期末手当、勤勉手当、扶養手当、通勤手当、住居手当等がそれぞれの要件によって支給されます。
- (3) 職位については、原則、津山市職員退職時の職位に応じ決定します。ただし、津山市職員退職後の勤務経験によっては津山市職員退職時の職位よりも上位で採用する場合があります。
- (4) 採用後6ヶ月間は条件付期間とし、この期間に良好な成績で勤務した場合に正式採用となります。

7 受験手続方法

- (1) 原則としてインターネット（電子申請）により申し込んでください。
下記 URL 又は二次元バーコードにアクセスし、申し込んでください。申し込み方法等の詳細については、別紙「職員再採用選考試験のインターネット（電子申請）を利用した申込方法」を参照してください。

【津山市電子申請サービス】

https://apply.e-tumo.jp/city-tsuyama-okayama-u/offer/offerList_detail?tempSeq=55852



こちらからも読み取りできます

※インターネット環境がなく電子申請ができない方は、下記の問い合わせ先にご連絡ください。

【お問合せ先】

津山市役所 総務部人事課（本庁舎3階）

〒708-8501 岡山県津山市山北520番地 TEL：(0868) 32-2043（直通）

ホームページURL：<https://www.city.tsuyama.lg.jp>